

生駒市規則第32号

生駒市職員分限審査委員会規則をここに公布する。

平成28年11月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員分限審査委員会規則

(設置)

第1条 職員（消防長以外の消防職員を除く。）の分限に関し、公正を期するため、生駒市職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、任命権者（消防長を除く。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項各号の該当の有無
- (2) 職員の分限に関する条例（昭和27年1月生駒市条例第6号）第2条の該当の有無
- (3) 職員の分限に関する条例第7条第1項の該当の有無
- (4) 分限に関する処分の種類、程度その他分限に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は親族に関する事案及び指揮監督下にある職員に関する事案については、その議事に加わることはできない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。